

令和7年第6回（6月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年6月25日（水） 午後2時49分開会
午後3時21分閉会

2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3-2

3 出席者

教育長	鴫田 道雄	教育長職務代理者	中村 伸子
委員	高野 隆晃	委員	若林 洋子
委員	石井 正己		

4 出席職員

教育部長	高浦 正充	教育部次長 (教育総務課長)	近藤 英明
教育部参事 (学校教育課長)	鈴木 大介	生涯学習課長	長谷川 秀明
スポーツ振興課長	大久保 治彦	根形公民館長	大野 正彦
学校教育課副参事	南 啓介	教育総務課副参事	浦邊 宜文
教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

- 議案第1号 袖ヶ浦市社会教育委員の委嘱について
- 議案第2号 史跡山野貝塚整備活用委員会委員の委嘱について
- 議案第3号 袖ヶ浦市指定文化財の指定について

日程第5 協議事項

- (1) 第三期袖ヶ浦市教育ビジョン（教育振興基本計画）後期計画策定方針について

日程第6 その他報告

- (1) 学校医の変更について
- (2) 専決処分の報告について（根形公民館）

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

（教育長）

令和7年第5回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

（教育長）

中村教育長職務代理者を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

（教育長）

12ページをお開き下さい。一つ目、5月19日、令和7年第1回青少年育成袖ヶ浦市民会議理事会がございました。冒頭に、市民会議について役員の一部改正等がありました。

二つ目、5月22日、令和7年度社会教育関係団体連絡協議会の役員総会が市民会館の3階中ホールで行われました。その後、新しい役員の紹介があり、昨年度の事業報告及び決算報告、そして今年度の事業計画（案）及び予算（案）について話

し合われました。

三つ目に、5月23日（金）に第1回社会教育委員会議が長浦交流センター1階多目的室で行われました。

議題となったのは、令和7年度袖ヶ浦市社会教育関係団体の補助金についてということで、社会教育関係団体連絡協議会の補助金の関係について、いくつかの意見が出ましたが、承認されました。その他に、市民三学大学、青少年健全育成推進大会等の話がありました。

日程第4 議案

議案第3号 袖ヶ浦市指定文化財の指定について

(教育長)

議案第3号について事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長)

議案書17ページをご覧ください。永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群を袖ヶ浦市指定文化財に指定したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第17号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群について袖ヶ浦市文化財審議会からの答申を受け、袖ヶ浦市指定文化財に指定しようとするものでございます。

議案書を1ページめくっていただき、18ページをご覧ください。

指定文化財の名称は、永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群で、員数は158点となっております。種別につきましては、有形文化財（考古資料）となっており、分類といたしましては、文字資料93点、文字関連資料16点、信仰関連資料49点となっております。

参考資料7ページをご覧ください。こちらは、市の文化財指定に関する条例の抜粋となり、また、12ページ以降につきましては、市文化財審議会の答申書の写しとなっております。

また、今回、市内の指定及び登録文化財一覧の資料を配布させていただきました。今回指定いたします文化財につきましては、表の一番下44番の記載となっており、現在東京ドイツ村となっている土地を開発する前に実施した発掘調査における出土品でございます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

(教育長)

議案第3号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

日程第5 協議事項

- (1) 第三期袖ヶ浦市教育ビジョン(教育振興基本計画)後期計画策定方針について

(教育長)

協議事項(1)第三期袖ヶ浦市教育ビジョン(教育振興基本計画)後期計画策定方針について事務局の説明を求めます。

(教育部次長(教育総務課長))

資料20ページをご覧ください。

まず1つ目、策定方針の趣旨ですが、教育委員会では令和3年度に「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン」を策定いたしました。その際、計画期間を前期と後期のそれぞれ5年に分けているところでございます。

今回、令和7年度に前期計画が終了することから、後期計画を策定するための基本的な方針を定めるものです。

2番については、教育ビジョンの法的な位置付けをさせていただいております。

21ページをご覧ください。

第三期計画教育ビジョンの概要です。既にご承知だと思いますが、教育ビジョンの基本目標は「未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり」としております。

また、基本目標を実現するための4つの目標といたしまして、21ページの(1)子ども、(2)生涯学習、22ページになりますが(3)スポーツ、(4)文化財・文化芸術、こちらの4つの目標を掲げております。

続いて23ページ、前期計画の検証でございますけれども、先ほど、令和6年度についての評価案を出させていただいたところですが、それぞれの施策において、令和3年度から令和5年度まで評価・決定しているものについて、これまでの検証ということで評価をつけさせていただいております。

24ページをご覧ください。その上での策定方針でございます。後期計画となりますので、基本目標および基本目標を達成するための4つの目標については継続とすることで、策定方針として考えております。

また、後期計画の計画期間につきましては、当初通り令和8年度から令和12年度までの5年間としようとするものです。

次に、後期計画で取り組む施策の検討ですけれども、基本目標を実現するための4つの目標に応じまして、それぞれ、施策の方向性、具体的な施策については、改めて検討を始めてまいります。なお、検討にあたりましては、前期計画での施策の点検・評価の結果、また、国の教育振興基本計画に掲げられた社会情勢の変化、また、各基本政策を参酌しながら検討するものです。

次に25ページをご覧ください。他計画との整合でございますけれども、地方自治体における教育振興基本計画におきましては、まず、国の基本計画を参酌するとされておりまして、また、令和7年3月には千葉県が「第4期千葉県教育振興基本計画」を作っておりますので、参酌しております。さらに、市が策定しております総合計画後期基本計画における教育施策との整合を図ってまいります。この後、改めてご説明させていただきますが、市長が定める教育大綱との共通の協議内容について反映していくものと考えております。

今後の策定体制でございますけれども、今回は後期計画であることから、各担当課におきまして施策を検討し、取りまとめ、また、部課長会議における審議を行い、教育委員会との協議を経て、最終的に議決をもって決定していきたいと考えております。

次に、市民等の参加でございますけれども、パブリックコメント手続の他、学校や文化・スポーツ団体などから意見を聴取する予定でございます。

さらに、こども基本法が施行されたことに伴いまして、こどもや若者などの意見を反映する措置を講じることが義務付けられたことから、本計画の策定においても必要な措置を設けてまいります。

続いて26ページをご覧ください。こちらに記載させていただきましたのは、現段階でのスケジュール案でございます。まず、本日6月ということで、定例会での策定方針について協議をさせていただいております。7月には、総合教育会議がございますので、そこで教育大綱の見直しに向けた考え方について協議をしていきたいと考えております。

なお、7月の政策調整会議・政策会議につきましては、教育大綱の見直しについて審議をしないということになりましたので、申し訳ありませんが、こちらの記載部分については、カットさせていただきます。

その後、8月の定例会には後期計画の素案を示していきたいと考えております。

また、10月の定例会には後期計画案及びパブリックコメント手続についてご審議いただきたいと思います。その後、パブリックコメント手続を経まして、来年1月の教育委員会定例会においてパブリックコメント手続の実施結果、また、予定しております総合教育会議におきまして、教育大綱の変更について協議をし、2月の定例会におきまして、最終的に後期計画の策定の決議をしたいと考えております。

なお、27ページから34ページまでになりますが、参酌すべき国の教育振興基本計画ということで、令和5年6月に国が決定いたしました第4期教育振興基本計画の概要について参考としてつけさせていただきます。後ほど、ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

計画策定にあたって、25ページの市民等の参加の中に、子ども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたとありますが、若者の定義はどのように定義付けられていますか。

(教育部次長 (教育総務課長))

法的には、子どもや若者という表記になっておりますが、保護者についても意見を求めることができとなっております。

子ども基本法的には青少年までが対象だったかと思えます。青少年の幅をどう見るかが若干曖昧なところではありますけれども、概ね20代前半位というように思っております。

(高野委員)

その時に、26ページのスケジュール案を見ると、子どもの意見聴取と記載はありますが、若者はどのタイミングで行いますか。

(教育部次長 (教育総務課長))

失礼いたしました。9月頃の子どもの意見聴取の時期と同時期に行っていきたいと考えております。また、スポーツ団体等の意見聴取についても、同様の時期に行っていきたいと考えております。

(高野委員)

ありがとうございます。

(教育長)

子どもは18歳という規定はありますが、若者は規定がなかなかないですね。

(石井委員)

後期の基本計画を策定するにあたり、意見というか、お願いが1つあります。

教育委員会として、この計画を作っていただきたいというように思っております。どうということかという、ご説明いただいた資料の21ページをご覧になっていただくと、すでに計画ができているもので、そこにコメントをするのは申し訳ないところですが、基本目標を実現するための4つの目標の【子ども】【生涯学習】【スポーツ】【文化財・文化芸術】があります。

【子ども】は、本編で5つの施策の方向性が示されています。それについて、2段落6行の記述になっています。本編で、2つの施策の方向性からなる【文化財・文化芸術】は、4段落12行を費やしています。一般的に重要な事項ほど費やす分量が多くなるはずですので、この2つの記述というのは、本編のそれぞれのボリューム感を適切に表しているのかどうかという点、私は表していないのではないかと思います。

次に、【子ども】と【文化財・文化芸術】の記載の内容について見てみますと、【文化財・文化芸術】は、施策の方向性や施策の一部にまで言及しており、そういった記述があるので、分量が多くなっている。一方【子ども】は、施策の方向性についても、学校の教育力の向上や安全安心で質の高い教育環境の整備という部分には全く触れていません。それで短くまとめられているということで、目標ごとに概要の書き方がバラバラになっていると感じます。

こうしたことから、この概要というのは、各目標の担当課が書いたものを単に合わせたもので、その後、分量を調整するとか、記載内容を統一するということがされていなかったのではないかと推察をしています。

計画を策定する上で、個々の事業について他の課と連携が必要なのはもちろんのことですけれども、それに加えて、計画書全体のバランスを取るとか、あるいは、整合性や統一性を図るとすることも重要だと考えています。

そのためには、個々の事業から離れて、高い視点から計画書を見る必要があると思っていますが、今回は計画の最後に作成する概要を例にしてお話をしていますけれども、策定の段階から節目、節目で、こうした高い視点からの視野で見て、計画を作っていたらいいと思います。

これが、教育委員会として計画を作っていたらいいという中身のお話になりますので、よろしくお願いいたします。

(教育部次長（教育総務課長）)

ご意見ありがとうございます。今回こちらの21ページから22ページに記載させていただきましたのは、現在の基本計画に掲げられ、記載されている内容をそのまま転記をさせていただいております。今言われましたように、実際の施策の方向性や取り組み、施策の要素を踏まえると、本来であれば、【子ども】の施策が、施策として一番のボリューム感がございます。

そういった部分が、これらを全部まとめたときに、少し調整しすぎている。そうすると、その分野について強く出ていないのではないかと捉えられてしまう、そういったご意見かなというように認識させていただきました。

今いただいた意見等も踏まえながら、こういった基本的な目標部分を、目標の区分としては建て替えなくても、実際の中身やこの部分の説明書き等につきましても、施策の取り組みの量、業務、また重要度といったものを適切に表現していく必要があると考えておりますので、今後、素案等の提示をさせていただいた際に、そのあたりも確認していただければと思っております。

(高野委員)

23ページの前期計画の検証というところで、これまでの評価で、令和3年、令和4年、令和5年が記されておりますが、先ほどの協議会で令和6年度のABC評価が出ていると思いますが、令和6年度の結果を載せないのでしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

本日付の方針ということで示させていただいております。先ほどご説明させていただきましたが、評価につきましては、今後、外部評価を受け、8月の教育委員会定例会において最終的に決定していく予定でございます。

そのため、評価のABC区分につきましても、場合によっては変更になる可能性もあることを踏まえまして、今回は記載させていただいていないところでございます。ご了解いただければと思います。

(高野委員)

載せてはいないけれども、判断の材料にはなるということでしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

その通りでございます。当然、前期計画の検証ということになりますので、令和6年度までの実績と令和7年度の事業計画につきましては、3月の教育委員会定例会でご報告させていただいておりますけれども、令和7年度の進捗状況も踏まえて5年間の評価というものを重視して、今後の後期計画に反映させていくと考えております。

日程第6 その他報告

(2) 専決処分の報告について（根形公民館）

(教育長)

その他報告（2）専決処分の報告について（根形公民館）について、事務局の説明を求めます。

(根形公民館長)

37ページをご覧ください。根形公民館まつりの際に発生した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、同条第2項の規定により、令和7年第2回議会定例会へ提出しましたので、報告をするものでございます。

内容でございますが、事故の発生は昨年11月2日根形公民館まつりの1日目の夜でございました。団体から借用していたテント4基が雨水の重さに耐えられず、倒壊してしまいました。

この事故について市側の過失を認め、相手方に57万452円を賠償し、和解す

ることについて専決処分したものでございます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

以上

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開となります。

- ・日程第4 議案第1号、議案第2号
- ・日程第6 その他報告(1)